

経税部  
だより

## 領収書の税務上の取り扱いQ&amp;A

税理士 疋田 英司

日常の買物も含め、金銭のやり取りがあれば常時領収書などのやりとりをされていると思います。ところで、領収書の有無や、記載の仕方によって税務署に経費として認めてもらえるか心配だという方のご質問を受けることがあります。たしかに電子決済など経済のデジタル化や消費税法の影響で取引形態が複雑になってきて、対応に苦慮される方も増えていると思います。本稿では「領収書」の基本的な考え方を整理し、原則として税務面から見た取り扱いにフォーカスしてみたいと思います。

## 領収書は発行しないといけないのか

法律では代金を支払った人から領収書の発行を求められたときに発行する義務が発生します。なんらかのトラブルを回避するためにも証拠を残していることは大事な習慣です。一般的にも代金の支払いと同時に領収書を発行する商習慣が定着しています。

## 【民法第486条】

弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。

## 税務調査では実質基準と形式基準で異なる取扱い

税務調査では取引の事実を確認する手段として領収書を確認することが通例です。では、領収書がない場合はどうなのか。実は税法によって取扱いが異なります。

所得税・法人税などは、税法上の利益（所得金額）に対して課税されます。領収書がなくても、支払った事実（振込の記録、相手が取引を認めている等）を確認できれば領収書がなくても実質基準で経費と認めることができます。

しかし、消費税は形式基準によって、「書類」が残されているかどうか問題となります。つまり、支払った事実があるにも関わらず、書類の保存がなければ仕入税額控除の対象として認めないとする法律上の基準とされています。その取扱いはインボイス制度導入以降きびしくなっています。

## デジタル化でどう変わったか

ところで、従来の法律は紙で書類が残されているという前提で作られています。デジタル化によって対応に変化が出てきました。このため、電子帳簿保存法（電帳法）という法律ができました。しかし、注意すべき点は電帳法は所得税及び法人税を補完する法律であって、消費税法には電帳法の適用はありません。混乱を招く点ではありますが、本稿は領収書にフォーカスを当てますので、ここでは紙面がないため割愛します。

## キャッシュレス払いの際に領収書を発行しないといけないのか

クレジットカードの利用の際は現金をもらっているわけではありません。ですから領収書を渡す義務はなく、クレジットの利用明細を発行することとなります。しかし、インボイス制度が導入されてから適格請求書発行事業者番号（T番号、インボイス番号）を相手に示さなくてはなりません。このため消費税法に記載義務のある情報を記した領収書と、クレジット利用証明を発行しなくてはなりません。キャッシュレスの場合、利用証明はアプリ上で残されます。領収書は求められれば交付するという形式となっています。

なお、このインボイス番号の発行義務があるのは「消費税の課税事業者」同士の取引とされていますから、理屈上は事業を行っていない人や免税業者からの交付請求には拒絶することができます。

## 領収書に必ず記載すべき事項

民法に規定はなく、消費税法に取引日、宛名、金額、但し書き、消費税の税率ごとに区分した金額の内訳、発行者住所氏名です。インボイス制度が導入されてからはインボイス番号の記載も必要となりました。

宛名の記載は消費税法で義務付けられています。相手が消費税の課税事業者であれば正しく記載しなければ仕入控除の対象になりません。もし、宛名欄に上様と記入されている場合、消費税では経費として認められませんが、所得税や法人税では実質判定するということになります。

例外的に不特定多数を相手にする事業者の場合、宛名を省略できます。コンビニなどのレシートには宛名を書きません。このような領収書は簡易領収書といえます。

## 領収書の発行・保管上の取り扱いQ&amp;A

Q1 領収書に印紙を貼り忘れると無効ですか？  
A1 領収書を発行する事業者が印紙税法に定める所定の印紙を貼らなかった場合、印紙税法違反となります。しかし、領収書そのものが無効となるものではありません。  
（医師、歯科医師がその業務上作成する領収書の印紙税は非課税です）

Q2 発行した領収書に印鑑を押す義務はありますか？  
A2 法律上の義務はありません。

Q3 領収書を紛失したので再発行を求められた場合、再発行する義務はありますか？  
A3 領収書の再発行をする義務はありませんが、患者さんとの関係で断りにくい場合、再発行という表示をしたうえで交付されるのがよいと考えます。また、医療費控除を利用される場合、領収書の添付は求められません。「医療費控除の明細書」の添付、健康保険組合から送られてくる「医療費のお知らせ」などの通知書類でも手続きができます。また、マイナンバーカードを持っている場合、マイナポータルに掲載された医療費通知情報を利用して申告することもできます。確定申告をe-Taxで送信する場合、領収書等の保存も必要なくなります。ただし、マイナポータルに医療費情報が記録されるのは診察を受けた翌々月になります。12月に診察した場合は2月11日以降にならないと反映されません。

Q4 領収書を保管する義務は何年ですか？  
A4 受け取った領収書は以下のとおりです。  
個人で青色申告を利用している場合は7年の保管義務があります。ただし、前々年の事業所得と不動産所得の合計額が300万円以下の場合は5年になります。  
白色申告を利用している場合は5年です。  
なお、消費税の仕入控除の対象にしている場合は7年です。  
法人の場合、原則として保管期間は7年です。繰越欠損金が生じた決算期間の分は10年です。  
これらの期間の期日は申告期限の翌日から起算します。例えば、令和6年分の所得税の場合、申告期限は令和7年3月15日です。その日の翌日から5年後は令和12年3月15日です。  
発行した領収書控えも原則として同じですが、システムにデータとして発行できる場合は、わざわざ印刷して保管する必要はありません。

Q5 受け取った紙の領収書を電子保存すれば、紙は廃棄してもよいですか？  
A5 電子帳簿保存法に従った保管をしている場合、廃棄しても構いません。  
電子保存の基準とすれば、スキャナ保存と電子取引を行った場合の取引情報の保存があります。  
紙の領収書をスキャナやスマホなどを利用してPDFなどの電子的形式で保存する方法が一般的かと思われます。この場合、検索要件として取引年月日、取引金額、取引先のそれぞれの条件で検索できるようにすることが求められています。その他、読み取りできる装置を備え付けるなどのいくつかの条件が付けられており、すべてをクリアすることはデジタルに強くない方にとってはハードルの高い対応となります。  
しかし、電子取引の電子保存が義務化された今日、デジタルインボイスという領収書などが完全デジタル化されると、これに対応する必要に迫られます。多くの会計ソフトの最新バージョンは電子帳簿保存法に対応しているので、未対応の方は検討される方がいいかもしれません。

Q6 レシートではなく領収書を保管する必要があるのですか？  
A6 領収書で発行してもらわないと認められないといわれますが、レシートで大丈夫です。レシートによっては経年劣化で文字が消えてしまうことがあるからですが、電子帳簿保存法に従った保管方法でレシートをデジタル保存すれば問題はありません。コピーで残す方法もあります。